

事 務 連 絡

令和 6 年 1 0 月 1 日

各岡山県所管介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

介護保険事業所の指定申請等の手続きのオンライン化について

平素は、本県の介護保険行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日から施行された介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 46 号）により、介護保険事業者の指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請届出システム」（以下「システム」という。）により提出することとされました。

つきましては、本県では、令和 6 年 1 2 月 1 日から、原則、システムにより申請等を受付けますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、今までどおり郵送等で届出を行ってください。

システムの詳細につきましては、下記の指導監査課ホームページや操作マニュアル、説明動画等をご確認ください。

※令和 6 年 11 月 3 0 日以前に、システムより申請等を行っても受付・審査はいたしませんのでご注意ください。

記

【岡山県指導監査課ホームページ】

- ・電子申請届出システムの導入について

<https://www.pref.okayama.jp/page/935219.html>

【参考】

- ・電子申請届出システム 操作マニュアル(介護事業所向け)詳細版【2024. 04. 01】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_2_00.pdf

- ・電子申請届出システム 操作ガイド（事業所向け）説明動画【厚生労働省】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5

担当：岡山県子ども・福祉部指導監査課

Tel：086-226-7917

E-mail：shidokansa@pref.okayama.lg.jp